

令和7年4月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、20円引き上げるごととなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。

65歳未満の方

区 分	1食当たりの食費	
	変更前	変更後
一般（市町村民税課税世帯）（限度額区分 ア～エ）	490円	510円
一般（市町村民税非課税世帯）（限度額区分 オ）	230円	240円
指定難病の患者	280円	300円

65歳以上の方

医療の必要性の高い方の場合

区 分		1食当たりの食費		居住費 (1日あたり)
		変更前	変更後	
一般（市町村民税課税世帯）		490円	510円	370円
市町村民税非課税世帯	区分Ⅱ	230円	240円	
	区分Ⅰ	110円	110円	
難病の患者		280円	300円	なし

医療の必要度の低い方の場合

区 分		1食当たりの食費		居住費 (1日あたり)
		変更前	変更後	
一般（市町村民税課税世帯）		490円	510円	370円
市町村民税非課税世帯	区分Ⅱ	230円	240円	
	区分Ⅰ	140円	140円	
難病の患者		280円	300円	なし

※ご不明な点等ございましたら当院窓口へお問い合わせください。